

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月2日
【会社名】	キオクシアホールディングス株式会社
【英訳名】	Kioxia Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 太田 裕雄
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	03-6478-2539
【事務連絡者氏名】	開示部長 園田 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	03-6478-2539
【事務連絡者氏名】	開示部長 園田 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第8期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款の甲種優先株式及び乙種優先株式に係る定めを削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

太田裕雄、Stacy J. Smith、杉本勇次、末包昌司、鈴木洋、Michael R. Splinter、東恵美子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

山本千鶴子を監査役に選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬額を年額1,518百万円以内とするものであります。

第5号議案 取締役に対する勤務継続型株式報酬（当初の対象期間である第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額改定の件

取締役に対する勤務継続型株式報酬制度における報酬額の上限を改定し、その効力を第7期定時株主総会の開催日である2025年6月27日に遡って適用するものであります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬（当初の対象期間である第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間）に係る報酬等の額改定の件

取締役に対する業績連動型株式報酬制度における報酬額の上限を改定し、その効力を第7期定時株主総会の開催日である2025年6月27日に遡って適用するものであります。

第7号議案 取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る報酬等の額及び内容改定の件

取締役に対する勤務継続型株式報酬制度における報酬額の上限を改定するとともに、内容を一部改定するものであります。

第8号議案 社外取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る内容改定の件

社外取締役に対する勤務継続型株式報酬制度の内容を一部改定するものであります。

第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額及び内容改定の件

取締役に対する業績連動型株式報酬制度における報酬額の上限を改定するとともに、内容を一部改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	3,522,371	873	135	(注)1	可決 99.50
第2号議案					
太田 裕雄	3,456,833	66,407	135		可決 97.65
Stacy J. Smith	3,395,588	127,647	135		可決 95.92
杉本 勇次	3,485,157	34,999	3,224		可決 98.45
末包 昌司	3,487,538	32,618	3,224	(注)2	可決 98.52
鈴木 洋	3,511,256	11,991	135		可決 99.19
Michael R. Splinter	3,425,324	97,923	135		可決 96.76
東 恵美子	3,521,879	1,368	135		可決 99.49
第3号議案					
山本 千鶴子	3,522,047	1,202	135	(注)2	可決 99.49
第4号議案	3,519,981	3,158	244	(注)3	可決 99.43
第5号議案	3,380,024	143,216	142	(注)3	可決 95.48
第6号議案	3,519,185	4,063	135	(注)3	可決 99.41
第7号議案	3,377,630	143,126	2,626	(注)3	可決 95.41
第8号議案	2,803,933	716,813	2,626	(注)3	可決 79.20
第9号議案	3,516,936	3,814	2,633	(注)3	可決 99.35

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上